

# 学生参画による大学の質保証 —フィンランド, アメリカ, 台湾, 日本の比較—

2015年6月27日(土)

日本高等教育学会第18回大会:早稲田大学

○田中正弘(筑波大学), ○森利枝(大学評価・学位授与機構),  
○楊武勳(暨南国際大学), ○渡邊あや(津田塾大学), 山田礼子  
(同志社大学), 杉本和弘(東北大学), 武寛子(愛知教育大学)

## 目次

- ▶ 本発表の目的
- ▶ 「学生参画」と「大学の質保証」の定義
- ▶ フィンランドにおける学生参画
- ▶ アメリカにおける学生参画
- ▶ 台湾における学生参画
- ▶ 日本における学生参画
- ▶ まとめ

## 本発表の目的（1）

- ▶ 「学生参画による大学の質保証」（大学生は教職員と協同して自らの学修経験の質を高める権利を有する，あるいは義務を負う）という，新しい考え方が世界的に広まりつつある（McCulloch 2009, Zepke & Leach 2010, Carey 2012 など）。
- ▶ この新しい考え方は，学生を弟子や顧客と見なす従来の発想を転換し，**学生を質保証の業務パートナーに位置づけている**点で斬新である。ただし，どの学生がどの程度参画し，参画によって何をどの程度改善したいのかなどに，国ごとの違いが見られる。

## 本発表の目的（2）

- ▶ そこで本発表は、欧州・米豪・東アジアの三地域における、学生参画による大学の質保証の実態を比較検討し、各国の制度の目的や効果、および制度運営上の問題やその影響を明確にする。
  - ▶ 本発表では、四カ国（フィンランド、アメリカ、台湾、日本）の分析結果を報告する。
- ▶ そしてその成果を根拠に、我が国における学生参画の望ましい在り方を提示したい。

5

# 「学生参画」と「大学の質保証」の定義

## 「学生参画」の定義

- ▶ 「学生参画」 (Student Engagement) を, トロラー (Trowler 2010: 2) は, 以下のように定義している。
  - ▶ 学生参画は, 学生と大学の両者が費やす時間・努力・資材の相互作用に関係がある。そして, その目的は, 学生の学修経験を最も効果的にし, かつ学生の学修成果と成長, パフォーマンス, 大学の名声を向上させることにある。

## 学生参画の三段階

- ▶ 学生参画は、ヒーリー（Healey, et.al. 2010: 22）ほかによると、下記の三段階に分けられる。
  - ▶ ミクロ： 学生個人や他の学生の学修活動への参画
  - ▶ メゾ： 質保証・向上プロセスへの参画
  - ▶ マクロ： 戦略策定（ガバナンス）への参画

## 「大学の質保証」の定義

- ▶ 本発表では、「大学の質保証」を以下のように定義する。
  - ▶ 大学が担う活動（教育・研究・社会貢献・大学経営）全般または一部の質を保証し、かつ向上させること。
    - ▶ なお、ここでの「質」とは、各機関が独自に実施している活動について、その活動に期待される水準を満たすのに必要な条件（例えば優秀な教職員の雇用や、学修環境・カリキュラムの整備など）が整っていることを意味する。

# フィンランドにおける学生参画

# フィンランドにおける学生参画の態様

- ▶ 大学の意思決定（ガバナンス）への参画
  - ▶ 理事会・評議会をはじめ、あらゆる意思決定組織に学生が参画
- ▶ 質保証活動への参画
  - ▶ 機関の自己点検評価、第三者評価、さらには質保証に関する政策形成・意思決定にも参画
- ▶ 授業評価（機関レベル）や学生調査
  - ▶ 授業評価、プログラム評価等各大学が実施する評価、国が実施する学生調査への参画

マクロ

メゾ

ミクロ

## フィンランドにおける学生参画の理念的基盤

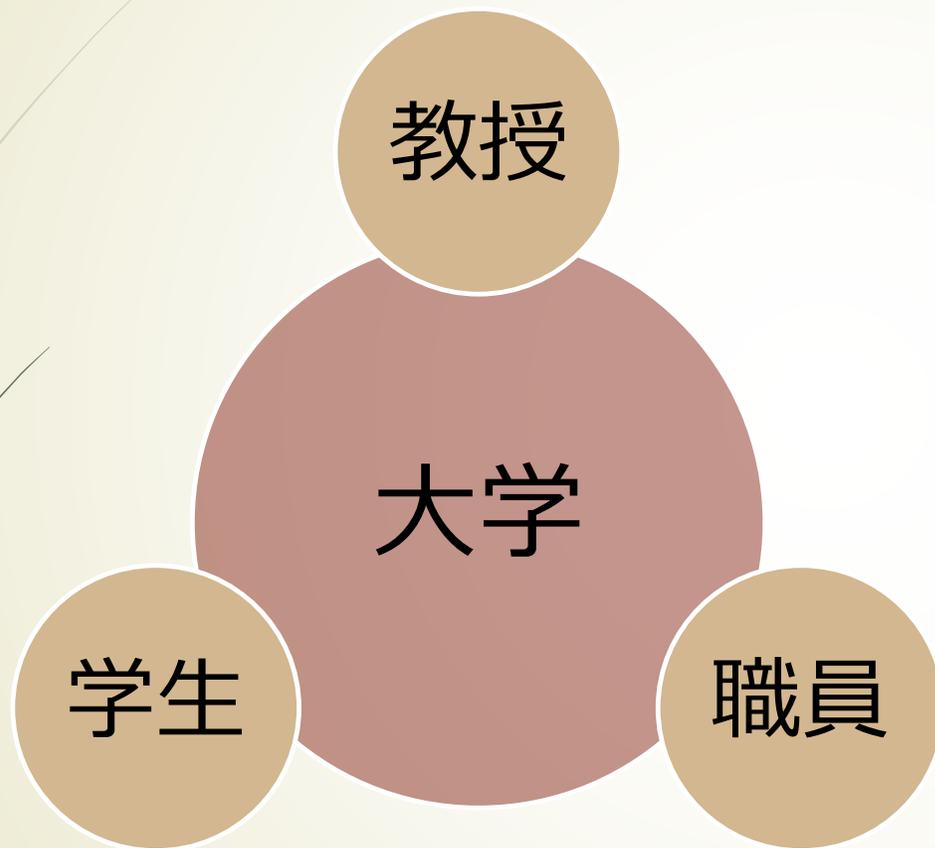
- ▶ 「大学は教員、研究員、その他の職員、学生から構成される」 = 大学コミュニティの構成員としての学生（『大学法』）という理念のもと、大学に関するあらゆる意思決定組織に学生が参加（国レベル、機関レベル等、レベルを問わない）

三者自治の原則



- ▶ 質保証についても、政策立案プロセス、評価（第三者評価、自己点検評価）等に、学生代表が参画

## 三者自治モデル



- 1) 教授：  
教授（准教授）
- 2) 職員：  
その他の教育・  
研究・事務職員
- 3) 学生：

- ※ 各集団内で委員を選出
- ※ いかなる集団も大学関係者の定数の半数未満

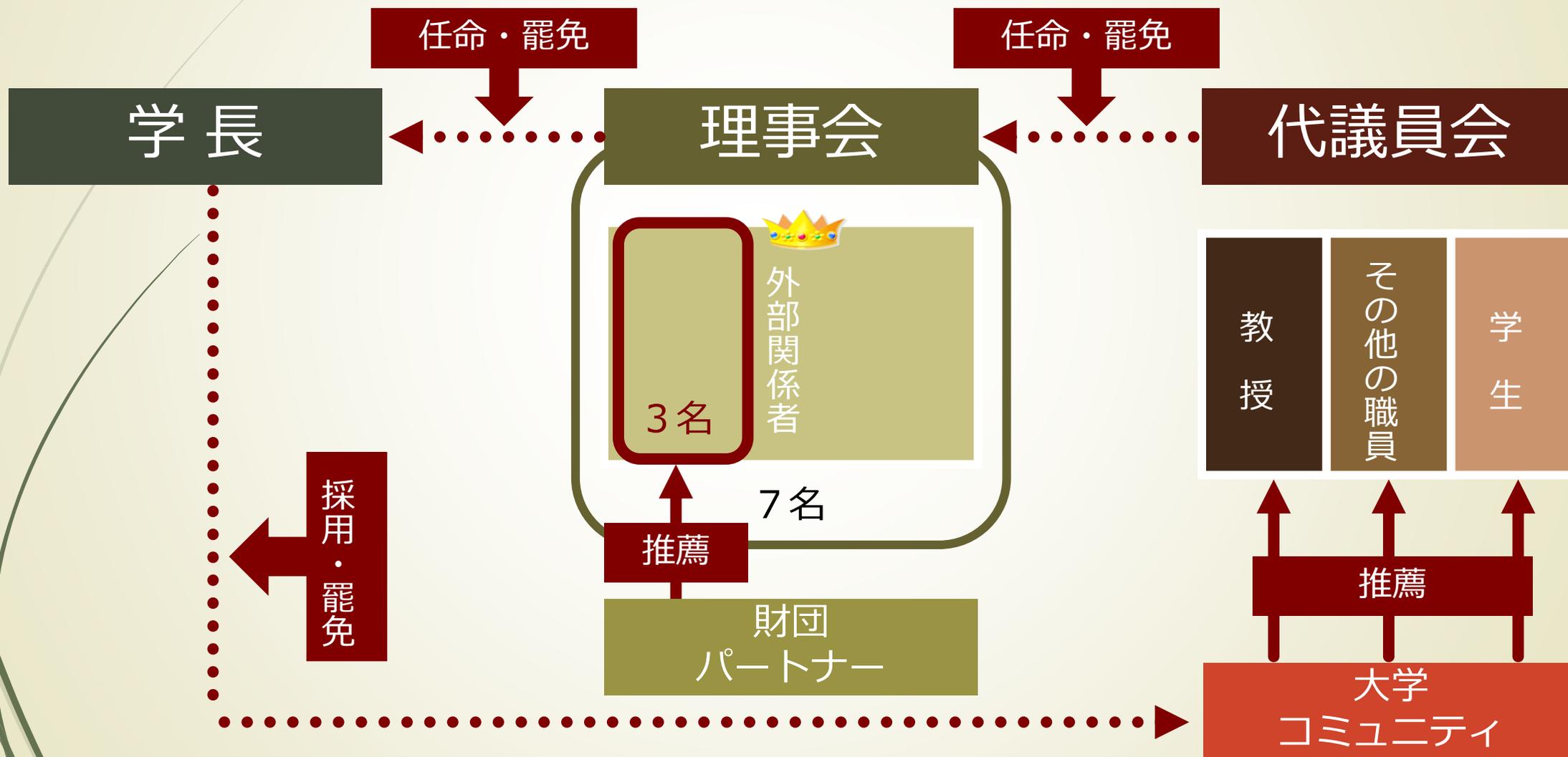
## 三者自治を支える基盤

- ▶ **伝統的學生観：学生＝「大学を構成する主体」のひとつ**
  - ▶ 「大学は教員、研究員、その他の職員、学生から構成される」（『大学法』第4条）
  - ▶ 2009年の新『大学法』制定時に最も議論を呼んだトピックのひとつ
- ▶ **「学生の総体」としての学生組合（SYL）の存在**
  - ▶ 正規プログラムに在籍する全学生に加盟義務（強制加入団体）
  - ▶ 意思決定の場等に組織の代表として学生を送る

## 学生参画のあり方の変容

- ▶ **大学のガバナンス改革の影響**
  - ▶ 大学の「フォーマルな」意思決定構造に参画する機会の喪失
- ▶ **「学生」の代表性に対する疑義**
  
- ▶ **授業評価、学生調査の普及・拡充**

# 財団型大学のガバナンス



# 学生参画のあり方の変容

## ▶ 大学のガバナンス改革の影響

- ▶ 大学の「フォーマルな」意思決定構造に参画する機会の喪失

## ▶ 「学生」の代表性に対する疑義

- ▶ 「学生組合」代表⇒「学生であること」を求める
- ▶ 学生組合への加盟義務に関する議論

## ▶ 授業評価、学生調査の普及・拡充

- ▶ 各大学における授業評価等の整備
- ▶ 学生調査の回収率（回答率）・結果を大学予算に反映

学生参画の多層化？主体から客体への変容？

# アメリカにおける学生参画

## アメリカにおける大学の「質保証」を目的とした学生参画

- ▶ Students, heard
  - ▶ 学生調査（学内型・複数大学共通型）
  - ▶ アクレディテーションのサイト・ビジットにおける面談
- ▶ Students, speak
  - ▶ 授業評価（マージナル）
  - ▶ 学生参加型のプログラム評価

## Heard型の学生参画

### ▶ 学生調査

- ▶ 大学単位で、学部学生全体の学修成果を計測しようとするときに、student engagement や自己申告型の学修獲得報告などの指標を用いる。学生調査の結果は学生個人よりはむしろ集団に関して正確さが期待される（Volkwein, 2011）。
- ▶ CIRPの新入生調査は1966年開始。

### ▶ アク্রেディテーション

- ▶ 特に機関別のアクレディテーションのサイト・ビジットにおいては訪問調査団と学生代表（SGA）の面談が設定される。

## Speak型の学生参画

- ▶ University of California- Mercedの例
  - ▶ Students Assessing Teaching and Learning: 学士課程共通の評価指標の開発を行っており学士課程及び大学院の学生それぞれが参加して行うプログラム評価の制度を有する。
  - ▶ 2012年にCHEAによる「学生の学習成果に関わる優良実践校顕彰」を受賞。
- ▶ Brigham Young UniversityとUtah Valley Universityの例
  - ▶ Students Consulting on Teaching: 授業評価の訓練を受けた学生による、第三者（履修学生でない）の視点による授業評価。

## アメリカにおける学生参画の実態と研究上の課題

- ▶ Heard型の学生参画の伝統があるなか、「質保証」を目的としたSpeak型の学生参画は例が少ない。←顕彰の対象ですらある。
- ▶ Speak型の学生参画をいかにとらえるかが課題
  - ▶ 欧州と米国の「学生像」の差異によるものか。
    - ▶ 学費徴収の歴史の差異
    - ▶ 「消費者」としてのアメリカの大学生？
    - ▶ 「大学の構成者」としての欧州の学生？
  - ▶ 学生新聞・大学放送局などの学内メディアの機能をどう見るか
    - ▶ 「市民」としてのアメリカの大学生？
  - ▶ 学生自治会（SGA）の全国組織などの動きにも注目の要
    - ▶ National Leadership Conference on Student Governmentの活動

# 台湾における学生参画

## 台湾における学生参画の主要な制度

- ▶ 学内の各種委員会への学生参加
- ▶ 学生による授業評価

## 学内の各種委員会への学生参加

- ▶ 台湾の大学の学内の各種委員会といえば、学科、学部、全学の三段階の教授会のほかに、教務部、学生事務部、研究開発部、そして国際事務センターなど各部門による会議、「校務発展会議」、そして最高意思決定機関の「行政会議」が挙げられる。
- ▶ 第二サイクルの大学評価で積極的な学生参画が求められた結果、学生の学修、福祉にかかわる会議への学生の参加、および学生からの意見が求められるようになった。

## 学内の各種委員会への学生参加

- ▶ 学生自治会は、学生組織の部活をはじめ、奨学金、福祉に関する大学との対話・協調などで、大きな役割を果たしている。最高意思決定機関である「行政会議」への学生自治会代表の参加も当前とされる。
- ▶ 国立大学においては、OB・OG会の代表者は、学長選挙委員会の一員として、投票権を与えられている。

## 学科事務会議（学科教授会）への学生の参加

- ▶ 学科運営の最高意思決定機関
- ▶ 学科教授のほかに博士・修士課程，そして学部の各クラスから選出された学生代表が参加する。
- ▶ 学科によって各学期 2～4回開催される。
- ▶ 学生代表は発言権だけでなく、会議事項によって投票権を有する場合もある。

## カリキュラム委員会

- ▶ 学科、学部、全学の三段階に設けられ、学生代表と学外者の参加が義務付けられている。
- ▶ 審議事項はカリキュラム改革やそれにかかわる学則・卒業要件の改革などである。
- ▶ 学科カリキュラム委員会で審議・決定されたものは順次、学部・全学カリキュラム委員会に送られ、議決される。
- ▶ カリキュラム改革は学科の発展に関わる重大なことなので、大幅な改革の場合は審議の前にアンケート、公聴会などを実施・開催し、学生と卒業生の意見を求めることもある。

## 課題

- ▶ 学科事務会議、教務会議やカリキュラム会議、行政会議における学生参加は制度化されたものの、学生参画の有効性を実際に検証する必要性が残されている。
- ▶ ただし、それは大学の内部資料として取り扱われるもので、情報公開の程度によっては、検証されにくいものである。

## 学生による授業評価

- ▶ 台湾では1980年代から始まったものだと言われ、「学生による授業評価＝学生アンケート」と定式化されている。
- ▶ インターネットの発達による評価の即時性と授業評価結果の運用は、一昔前と比べてかなり進んでいる
- ▶ ここでは、台湾中部における、A国立大学とB私立大学の特徴と課題を、それぞれ事例として検討してみたい。

## A国立大学

- ▶ 実施方法：全学の学生に匿名のアンケート調査が各学期の15週目（一学期18週）に実施される。WEB上での回答。
- ▶ アンケート：五段階評価。アンケート項目は学生の自己評価の5項目、教員評価の20項目から構成される。教員評価では教学の準備、態度、内容、学習効果のほかに、「英語による授業」、「体育」、「サービス・ラーニング」と「TA」の項目、自由記述もある。
- ▶ 学生回答率向上のイニシアティブ：回答率100%のクラス（学部生のみ）に対して、それぞれ5,000台湾元の報奨金。
- ▶ 結果の運用：教員評価・昇進・教学優秀賞・処分の根拠に利用される。点数制による教学業績への加算。結果が3.5点以下の科目があれば、学科主任との面談が義務付けられる。同一科目の結果が二年連続3.5点以下の場合、当該科目の開設が二年間禁止される。

## A国立大学

- ▶ ほかの措置：学生の日安箱（学長、教務部長、学科主任、担当教員へのメール、MOODLEシステムによるフィードバックが可能）、学長、教務部長との懇談会。大学評価の際は教学プロフィールが参考資料として提出される。TAの協力による学生参画も有効。
- ▶ 課題：（1）2013年度の全学・全学部の有効回答の結果は4.0以上であるが、高い満足度の原因を調査する必要がある。（2）学生の期末成績とアンケート調査の得点との関係性を調べる必要性もある。（3）学生による授業評価だけで十分といえるか（授業相互参観などが無い）。（4）2010年から2015年まで5回も改定された。大学評価によって、アンケートの評価項目が常に改定されると経年比較が難しくなる。

## B私立大学

- ▶ 実施方法：全学の学生に匿名で総括的評価と形成的評価のアンケート調査がそれぞれ学期ごとに実施される。前者は期末の前に、後者は期末の中間に行われる。マークシート方式での回答。
- ▶ アンケート：両者とも五段階評価。前者は「一般科目」、「実験科目」と「体育科目」に分かれ、それぞれのアンケートが設けられている。後者は「一般科目」、「実験科目」のアンケートが設けられている。そのほか、大学院専用のアンケートもある。「一般科目」と「体育科目」は、学生の自己評価の9項目、教員評価の14項目、学科評価の2項目で構成される。

## B私立大学

- ▶ 結果の運用：教員評価・昇進・教学優秀賞・処分の根拠に利用される。点数制による教学業績の加算。結果が3.0点以下の科目があれば、学科主任やFDセンター教員との面談が義務付けられる。担当科目を調整する可能性もある。同一科目の結果が3.5点以下になった場合は、FDワークショップに参加しなければならない。
- ▶ ほかの措置：教学プロフィール、「教学貢献記録表」の提出、授業参観。
- ▶ 課題：（1）学生の期末成績とアンケート調査の得点との関係性を調べる必要性がある。（2）アンケート項目は5回も改定されたが、大学評価に求められるものと合致したのか。

## 台湾の特徴

- ▶ 特徴の一つは、学内各種の委員会への学生参加が単なる意見の表明ではなく、会議の審議事項によって投票権を有することである。ただし、学生代表の活躍の程度によって学生参画の深さが異なる。
- ▶ もう一つの特徴は、政府の誘導によって、学生による授業評価が教員評価に直結していることである。2009年より大学がGPの公募に申請する際に、審査の共通指標が、FDセンターの活動と効果に加えて、教員評価と学習成果（アウトカム）に重点を置いている。言い換えれば、学生による授業評価は必ずしも各大学の自主的・能動的な改革でなく、政府の誘導による教員評価のツールの一つとして行われてきたものといえる。

35

## 日本における学生参画

## 答申「大学における学生生活の充実方策について」

- ▶ 文部省（当時）は、2000年6月に学生中心大学への転換を示唆するため、答申「大学における学生生活の充実方策について」（廣中レポート）を公表した。
- ▶ この答申は、学生支援の強化を唱えるとともに、「学生の希望や意見を、適切に大学の運営に反映させることが重要である」（文部省 2000）と述べたことで注目された。
- ▶ その具体的な方法として、①学生調査の実施、②学生との懇談会の実施、③大学の諸機関への学生参加が示された。

### ③の実施は困難だと判断した理由

- ▶ 廣中レポートは①②の実施を推奨したが、③の実施は困難だろうと予測した。その理由は以下の通りである。
  - ▶ 欧米諸国においては、伝統的に、学生の代表が大学の管理運営組織の正式なメンバーとされ、広範に大学運営への学生参加が認められている。しかし、このような制度を現時点において、我が国の大学に取り入れることは、これまでの経緯や、現在の大学の意思決定システムとの整合性に配慮する必要があり、慎重に検討すべきものと考えられる。むしろ、大学の授業内容・方法や学生生活に関する事項など、学生の希望や意見を取り入れることが適切な事項について、大学の責任者が定期的に**学生と意見交換する場**を設け、その結果を、できるだけ大学運営に反映させるという方法が有効であると考えられる（文部省 2000）。

## 岡山大学の挑戦

- ▶ 廣中レポートを受けて、岡山大学では、2001年6月に、「学生・教員FD検討会」（学生が会員として参加）を、教育開発センターの正式な組織として発足させた。
  - ▶ この検討会は、従来のFD専門委員会（教員のみで構成）の下部組織に位置づけられたため、検討会の審議結果は、この委員会で再度審議された。
- ▶ 2004年度に、検討会は「学生・教職員教育改善委員会」へと発展的に改組され、FD専門委員会と同等の位置づけへと格上げされた（天野 2012: 106）。
  - ▶ 廣中レポートの③の提案を実現した。

## ③の停滞, ②の普及

- ▶ 京都大学, 大阪大学, 長崎大学などの国立大学でも同様の組織が設置 (③の試み) されたが, 数年で解散してしまう。
- ▶ その一方, 学生との懇談会を中核的な活動とする, 「学生参画型FD」 (②の試み) が, 立命館大学などの私立大学へと普及していく (木野 2012: 7-9) 。
- ▶ こうして, 学生参画型FDが日本において, 発展することとなる。

## 学生参画型 F D

- ▶ 学生参画型 F D は、木野（2012: 91-8）の説明によると、下記の取組を含む。
  - ▶ 学生と教職員の懇談会（「しゃべり場」など）
  - ▶ 学生による授業紹介や授業改善の提案
  - ▶ ピア・サポート（学生同士の学修支援）
  - ▶ 学生による生活・学修環境改善の提案
  - ▶ 学生参画型 F D の広報（参加学生の公募を含む）
- ▶ 学生参画型 F D の特徴は、大学の正式なメンバーではなく、公募で集まった**ボランティアの学生**で構成されていることである。

## ボランティア活動の効果

- ▶ ボランティア活動が支持される理由には、①意識の高い学生で構成されること、②学生の主体性が尊重されること、③従来の委員会などを改組する必要がないことがある。
- ▶ ただし、下記の点について、その是非を問う必要がある。
  - ▶ 学生の改革案を学生が議決する権利（議決権）がないこと。
  - ▶ 属人的な取組で、永続性に問題があること。
  - ▶ 学生参画型FDは「楽しくなければならぬ」こと（大崎 2012: 143）。
    - ▶ 権利でも義務でもなく、興味で参加している学生をつなぎ止めるためには、楽しいという実感を与え続けなければならないため。
    - ▶ その結果、イベント（お祭り）活動に偏る傾向がある。

## 沖の批判と梅村の期待

- ▶ 沖（2013）は、学生参画型FDは、FD活動というより、大学教育の改善をテーマとした、PBL（アクティブ・ラーニング）の一種である、と批判した。
- ▶ 梅村（2012: 193）は、学生参画型FDはFD活動として目に見える成果が上がっていないという批判を認めた上で、イベント活動の企画・実施などの経験による個々の学生の人間的成長が目覚ましいことから、「一人ひとりの**学生の成長が授業を変え、大学を変えていく**と信じている」と述べている。

# まとめ

## まとめ（1）

- ▶ フィンランドでは、ミクロ・メゾ・マクロの全段階において、学生自治会の代表が正式なメンバーとして大学の諸機関に参画している。この制度は、三者自治の原則に基づき、マクロからミクロへと発展してきたものである。とはいえ、財団型大学の誕生などで、学生参画に主体から客体への変容が見られるなど、制度の見直しが進行しつつあることに留意が必要である。
- ▶ 台湾では、マクロ・レベルの学生参画が法律で保証されてきた長い伝統がある。その一方で、ミクロ・レベルの学生参画は、教員評価の厳格化を望む政府の誘導の下で、1980年代以降に急速に発展したことから、学生や大学の自主的・能動的な取組とはいえないことに気をつけたい。

## まとめ（2）

- ▶ アメリカでは、顧客としての学生の声を集団としてとらえ、その意向を正確につかむことで、大学の質保証に役立てるという仕組みが確立した。よって、ミクロとメゾのレベルの学生参画が発展したが、その特徴はHeard型の学生参画にあるといえる。
- ▶ 我が国では、学生自治会の力が弱く、マクロ・レベルの学生参画を学生が権利として要求するという動向がほとんど見られない。また、メゾ・レベルの学生参画も制度化されていない。
- ▶ ただし、学生参画型FDという、新しいミクロ・レベルの動きが散見されるようになってきた。とはいえ、学生側の改革案を学生自らが具現化する権利は与えられていないため、大学にとって、学生FDで得られた情報は従来の学生調査の情報を補強するものと考えられる。この状況が学生の望んでいるものと合致しているかを、学生に問う必要があるかもしれない。

## 参考文献（1）

- ▶ 天野憲樹（2012）「学生・教職員教育改善専門委員会SweetFood」木野茂（編）『大学を変える，学生が変わる』ナカニシヤ出版，105-26。
- ▶ Carey, P., (2012) "Student Engagement: Stakeholder perspectives on course representation in university governance", *Studies in Higher Education*, 1-15. iFirst Article.
- ▶ Healey, M., Mason O'Connor, K. and Broadfoot, P., (2010) "Reflections on Engaging Student in the Process and Product of Strategy Development for Learning, Teaching, and Assessment: An institutional case study," *International Journal for Academic Development*, 15(1), 19-32.
- ▶ 木野茂（2012）「学生FDへの誘い」木野茂（編）『大学を変える，学生が変わる』ナカニシヤ出版，3-10。
- ▶ McCulloch, A., (2009) "The Student as Co-Producer: Learning from public administration about the student-university relationship", *Studies in Higher Education*, 34(2), 171-83.
- ▶ 文部省（2000）「大学における学生生活の充実方策について」。
- ▶ 森利枝（2014）「米国における学習成果重視のマネジメント改革－優良事例顕彰を手がかりに－」『大学の特色に応じた教学マネジメント-2013年度訪問調査の記録-』私学高等教育研究所，プロジェクトIV，学士課程教育における教学マネジメント研究，53-61
- ▶ 沖裕貴（2013）「『学生参画型FD（学生FD活動）』の概念整理について－『学生FDスタッフ』を正しく理解するために－」『中部大学教育研究』13, 9-19。

## 参考文献（2）

- ▶ 大崎雄二（2012）「『社会学fes』運営委員会」木野茂（編）『大学を変える，学生が変わる』ナカニシヤ出版，127-46。
- ▶ Trowler, V., (2010) *Student Engagement Literature Review*, Higher Education Academy.
- ▶ 梅村修（2012）「学生FDスタッフ」木野茂（編）『大学を変える，学生が変わる』ナカニシヤ出版，167-94。
- ▶ Volkwein, J., F. (2011) *Gaining Ground: The Role of Institutional Research in Assessing Student Outcomes and Demonstrating Institutional Effectiveness*, National Institute for Learning Outcomes Assessment, Champaign, IL
- ▶ Zepke, N. and Leach, L., (2010) “Improving Student Engagement: Ten proposals for action”, *Active Learning in Higher Education*, 11, 167-77.